

1 ■ 参考資料

1. 《ガイドライン》：「運営協議会に関する国土交通省としての考え方について」平成18年9月15日付け国自旅第145号、一部改正平成27年4月1日付け国自旅第370号一部改正、自動車局長)
2. 《処理方針》：「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第143号、平成27年3月30日付け国自旅第352号一部改正、自動車局長)
3. 《対価通達》：「自家用有償旅客運送車が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号)
4. 「福祉有償運送の対象旅客の判断に際しての知見の活用について」（平成24年7月31日付け老振発0731第1号、障障発0731第1号、国自旅第222号、厚生労働省老健局振興課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国土交通省自動車局旅客課長)
5. 「自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について」（平成23年6月30日付け国自旅第89号、国土交通省自動車交通局旅客課長)
6. 《留意点通達》：「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日付け国自旅第35号、自動車交通局旅客課長)
7. 「道路運送法（抄）、道路運送法施行規則（抄）」